

報告事項について

1 光市・大和町新市建設計画の変更について

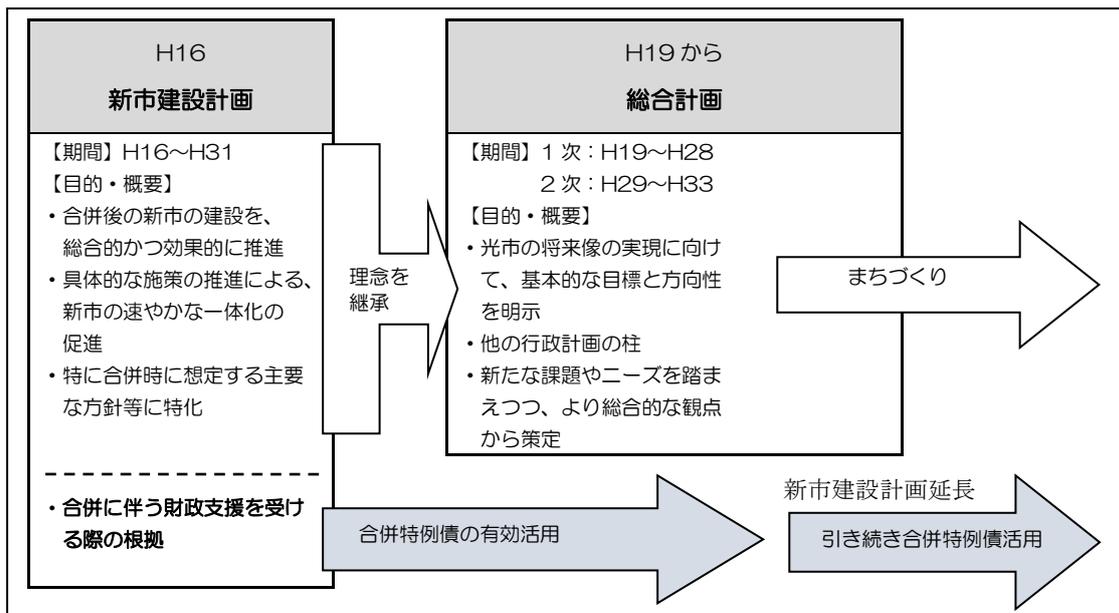
旧光市と大和町の合併時に策定した「光市・大和町新市建設計画」の計画期間を、平成31年3月22日に市議会の議決を得て、次のように変更しました。

変更前	変更後
平成16年度から平成31年度までの約15年間	平成16年度から平成36年度（2024年度）までの約20年間 ※5年間延長

【参考】

光市・大和町新市建設計画について

合併後のまちづくりについては、新市建設計画に基づき、展開してきましたが、その後、より総合的な観点からまちづくりを進めるため、平成19年に「光市総合計画」を策定し、現在は、総合計画に基づいて計画的なまちづくりを進めており、新市建設計画は、主に「合併特例債を活用するための根拠」としての役割を担っています。



○「合併特例債」とは

合併市町村が新市建設計画に基づいて行う一定の事業や基金造成に要する経費に充当できる地方債（借金）のことですが、借入額の7割が地方交付税の対象になり、他の地方債と比べて大変有利なものです。

2 次回の開催について

次回の協議会は、8月の後半開催の予定です。

次回は、分科会方式により、3班程度に分かれての開催を検討しています。